

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和7年4月30日（水）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
- 3 出席者
委 員：安達辰典、此下美千雄、田辺喜代春、中川邦宏、天谷菜海、橋本恵美、茅田照代、田原大輔、三浦 麻
事務局：石本書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、瀬戸書記、中嶋書記、小竹原書記、清水書記
- 4 欠席者
委 員：坂口奈美
- 5 水産課長あいさつ（略）
- 6 議事録署名委員：中川邦宏、橋本恵美
- 7 議 事
（1）諮問事項
・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について
（2）その他

・議事録署名委員指名

此下会長：それでは、議事を進めてまいります。

議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面漁場管理委員会運営規程第12条の規定により、会長及び会長の指名する出席委員のうち2名が署名することになっております。

本日の署名委員は、中川委員と橋本委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

此下会長：それでは、議事に入ります。

まずは諮問事項である第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、申請が県に提出されております。それぞれ事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは説明に入ります。

まず資料の確認をします。資料1、資料1－2から始まりまして、サイズ途中A3のものが入っておりますが、一番最後が資料1－8、関係の法令等を抜粋しているものになります。

説明を始める前に、この資料を御覧くださいというふうにお伝えさせていただきますが、もしその場で資料等、準備されていないということがありましたらお伝えください。

本日は、九頭竜川中部漁協、勝山市漁協、足羽川漁協、北潟漁協の第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可に係る諮問が福井県から本委員会宛てに届いておりますので、改正内容に係る審議を行います。

まずは諮問文を紹介いたします。資料1を御覧ください。

水第204号、令和7年4月16日、福井県内水面漁場管理委員会会長此下三千雄様、福井県知事杉本達治。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。

福井県吉田郡永平寺町松岡葵1丁目101番地 九頭竜川中部漁業協同組合 代表理事組合長 中川邦宏から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更に係る認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。

(1) 遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2) 遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖および漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

九頭竜川中部漁協のほかにも、資料1、2枚目以降に添付しておりますが、同様に勝山市漁協、足羽川漁協、北潟漁協からも、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更に係る認可に関する質問が届いておりますが、紹介は省略させていただきます。

資料は最後についております資料1－8、遊漁規則制定手続きの流れというもの、2枚目以降に関係法令の抜粋を記載しております資料を御覧ください。

遊漁規則制定の流れということで、漁協、県、内水面漁場管理委員会、根拠法令というような表が載っているかと思います。

第五種共同漁業権の遊漁規則は、漁業協同組合の組合員以外の採捕に関する制限が記載されています。遊漁規則の制定及び改正に関する手続は、資料１－８の御覧のとおりです。先ほど朗読しました諮問文が本委員会に届くまでに、今回ですと３月頃に漁業協同組合の総会における決議が行われ、県に対して遊漁規則の一部変更に係る認可申請書が届き、県では受理をしております。

そこで、漁業法170条第４項に基づき、本委員会へ意見を聞く諮問文が提出されました。

委員会では、改正後の遊漁規則の内容が、先ほど紹介した諮問文にも記載されていましたが、遊漁を不当に制限するものではないか、遊漁の額が妥当なものであるかを審議し、県に答申を行います。

その後、県ではその答申を受理し、問題ないという答申であれば規則を認可、公示を行います。認可後、規則を運用できるというような流れになります。

今回御審議いただく４漁協の遊漁規則をどのように変更するのかというのが、資料はまた最初に戻りますが、資料１－２になります。

整理表にまとめておりますので、そちらを御覧ください。漁業権の番号ごとに簡単にですが今回の遊漁規則の変更認可に係る整理表といたしまして、免許番号別に遊漁規則のどの項目のどの部分を変えるのかを載せております。

一番上、九頭竜川中部漁協では、あゆ竿釣の年券、現在１万2,000円を１万5,000円へ値上げ。勝山市漁協では、同じくあゆ竿釣の年券、現在１万2,000円を１万5,000円へ値上げ及び現場徴収金の値上げ、遊漁承認証、いわゆる遊漁券の記載事項の変更の３点。足羽川漁協では、九頭竜川中部漁協及び勝山市漁協と同じく、鮎竿釣の年券、現在１万2,000円を１万5,000円へ値上げ。北潟漁協では、夜間における釣りの禁止です。

なお、北潟漁協では、遊漁と同様の規制を漁業者である組合員にも課すため、漁業権行使規則の変更認可申請書が県に提出されており、問題なければ遊漁規則と同日の認可を行う予定です。

まず全漁協分の説明をまとめてさせていただきます。最後に質疑のほうに移らせていただきます。

では、九頭竜川中部漁協の遊漁規則の変更認可の概要について、資料１－３を御覧ください。資料１－３と、資料１－３－２、Ａ３判の資料がセットになっているかと思います。

変更理由は、各漁協の変更認可申請書から抜粋させていただいております。

変更の概要としまして、中部漁協では、遊漁者の利便性向上のため、近年、電子遊漁券やSNS管理に力を入れており、従来から続けている種苗放流や漁場管理も併せて行うことで、遊漁者に満足してもらえる漁場を維持し、経営を安定させたいと考えております。そこで、特にこれらの取組で経費の割合の高いあゆの

年券の遊漁料を値上げすることで、その支出の増加分を賄いたいというものです。

変更については、資料 2 枚目の新旧対照表が載っております。

変更する部分として、現在あゆの年券が 1 万 2,000 円の部分、表中、(ア)(イ)(ウ)欄以外の者となっている部分を 1 万 5,000 円にします。そのため、漁協独自で設けています優遇措置にも設定された金額に変更がございました。

この 1 万 5,000 円の金額が当該遊漁券に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうかの判断は、A 3 判の 1-3-2 を御覧ください。

算定資料と記載していますが、遊漁料の金額の妥当性について、本県の基準としましては、本用紙に基づいて算定し、判断をしております。委員の皆さんの中でも、このシートを御覧になったことがあるという方もいらっしゃるかもしれませんが、遊漁料金の算定自体もかなり久しぶりであることと、初めて御覧になる委員の方も多数いらっしゃると思いますので、九頭竜川中部漁協については算定方法を少し詳しく説明させていただき、後ほど説明していきます勝山市漁協、足羽川漁協の算定については中部漁協さんとの相違点のみを抜粋して説明することとしますので、御了承ください。

まずは直近の業務報告書を基に、左側、1、増殖費及び管理費内訳書を作成いたします。遊漁規則の変更認可は総会もしくは一部の漁協では総代会での決議が必要となりますので、令和 6 年の業務報告書はその時点でまだ確定していないということで、令和 5 年度の業務報告書を使用しております。

ここで漁協の経営状態を確認するのですが、増殖費と管理費という大項目に業務報告書の費目を振り分けていきます。

ここでいう増殖費とは、今回、遊漁料金の改正を行いたい魚種、対象魚種とさせていただきますが、対象魚種の増殖や放流に直接かかる費用を指します。例えば種苗の購入費、その運搬費。中部漁協ですとあゆの中間育成施設を所有しておりますので、中間育成費もこちらに該当します。また、あゆ以外の魚種でかかった同じ項目の経費は、あゆ以外の増殖費としてまとめておきます。表でいうと a と b に分けるというような形です。そして、行政機関等から支払われた増殖にかかる補助金や河川工事等による工事保証金なども補助金等に計上します。

増殖費にかかる経費は、組合にとっては支出となりますが、補助金等は収入となりますので、増殖費としては、それぞれの合計値から補助金等の金額を差し引いた値というふうになります。

続いて、管理費です。管理費は、増殖費以外の組合活動を通して間接的に増殖に役立つ経費となります。例えば、河川清掃の人夫賃や委託料、関係施設の利用

料などが該当しますが、これらは100%経費として計上しますが、表でいうと100%というふうに書いてあると思います。

一方で、旅費やそれ以外の管理に係る経費につきましては、かかった費用の全額ではなく約8割が管理費として計上するのが妥当であるとして、金額の80%の補正をかけています。同じ理由で、接待費や役員費は、組合の円滑な運営上は必要ではありますが、管理費という部分には含まれておりません。基本的に業務報告書で組合の支出で上げられているものは、ここに割り振られるというような形になります。

次に、2、漁場利用調書の作成を行います。

ここでは、令和3、4、5年度の3か年分の漁業権行使状況調査で提出された資料を基に、組合員と遊漁者が対象種であるあゆとその他の魚種をどれぐらい漁獲及び採捕したかを算出します。各年の資料を記載すると膨大になりますので、資料1-3-2に記載がある真ん中の表は、3か年の平均値を出してその値を示しています。この作業は、対象種であるあゆの採捕が漁場の全魚種の採捕に対してどれぐらいの割合を示すかという利用度というものを出すためです。

中部漁協では、(1)組合員、表では上のほうになりますが、組合員のあゆ釣りでは、3か年の平均で220人が1人当たり1日1.7キロ、平均して10日間操業するので総漁獲量である利用度は3,740。網では同様の計算をして1,074。あゆ以外の魚種、表でいうと下に移りますが、特に溪流としてはサクラマスが主であり、かつサクラマスが漁獲量を確実に把握していること。ほかの魚種は無視できるほど少ない上に確かな情報が少ないということから、サクラマスの漁獲量をその他の魚種として利用しています。

ここで60人が0.001キロとだけ聞くと、どれだけ小さいサクラマスなのかというふうに見えてしまいましたが、実はサクラマス自体の漁獲率が0.5%であること、サクラマスは釣りに出ても釣獲できる可能性は極めて低いため、漁獲量としては、そのシーズンで何人の人がサクラマスを合計で何キロ釣獲したかを算出して、それをサクラマスの狙った組合員の数で割り返して、釣れた人、釣れなかった人を含めて割り返して、1日当たりの漁獲量としたためです。そのため、数値としては小さくなっておりませんが、便宜上そのほうが実情に合っているということで、そのように計算をしました。

続いて、(2)遊漁者です。

あゆもそれ以外にも人数の部分は遊漁券の販売枚数を記入しております。漁業と同じように1人1日当たりの平均漁獲量と、年券の場合は何回来られているかを聞き取りし、その結果を記載しております。そのため、対象種であるあゆの漁獲量は、日券と年券の利用量合計で3万2,059、それ以外は7というふうになっております。

そこで、対象であるあゆは、組合員の漁獲量の分Cと遊技者のEを足して3万6,873キロ、総量は全てC D E Fを足して3万6,880キロ。したがって、あゆの割合は99.9%。九頭竜中部漁協の漁場は、限りなくあゆの漁獲に偏った漁場であるというのが分かります。

この利用度は、先ほどの増殖費及び管理費の内訳表にある補助金や管理費といった、あゆにも、あゆ以外の魚種にも使用されるような金額を漁場の利用度に応じて案分することで、魚種別にその金額を算出するために使用します。

すなわち増殖費の中の補助金970万3,000円のうち99.9%と管理費の合計のBのうち99.9%が対象種であるあゆのために使用された金額であるということになります。

最後に、3、遊漁者負担額、すなわち遊漁料の計算に移ります。資料1－3－2の一番右側のほうを御覧ください。

先ほど資料1、諮問文にもありましたが、遊漁料の額は、当該遊漁券に関する水産動植物の増殖及び管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうかを見る必要がありますので、まずは対象種であるあゆの増殖及び管理費を算出します。

左の表の増殖費の中から、あゆの増殖費aから収入となる補助金に利用度を乗じて、あゆに要した補助金分を差し引きます。また、左表中の管理費Bも、あゆの利用度を乗じて算出します。ここで出たSは、九頭竜川中部漁協で、あゆの増殖と管理にかかった経費ということになります。

次に、遊漁料の基準となる基準単価を算出します。これは、この漁場であゆが漁法別に組合員と遊漁者でどれだけ漁獲採捕されているかを表します。

まず、組合員が釣り具を利用してあゆを漁獲する場合（t1）は、真ん中の漁場利用調書での算出と同じで、利用者数、すなわち人数掛ける基準内漁獲量、すなわち1人1日当たりの漁獲量掛ける基準内日数というふうになります。

その値は利用度で算出した値と同じですので3,740キロとなります。

同じ方法で、組合員で網を使って漁獲した場合、日券を利用してあゆを採捕した遊漁者の場合、年券を用意してあゆを採捕した遊漁者の場合を出しておきます。ゼロになっている網日券、網年券は、実態がないということです。

全ての漁獲量を合計したTが、あゆのこの漁場での総漁獲量であり、この値を先ほどのS、あゆの増殖費及び管理費に割ることで、この漁場であゆ1キロを採捕するのにかかる費用になります。すなわち、ここで1,372円1キロ当たりというような基準単価というふうに書いてありますが、これは、あゆ1キロを採捕、漁獲した場合に1,372円分の経費が九頭竜川中部漁協で発生しているということになります。

最後に遊漁料です。

今回の年券の場合にかかる経費は、先ほど算出した基準単価に年券購入者が1日1人当たり漁獲する量にその日数をかけることで算出します。その結果が1万5,090円でした。これは、遊漁者が年券を使って採捕する場合にかかる経費が1万5,090円という意味ですので、今回設定する1万5,000円の金額が高過ぎることがなく妥当であるというふうに考えられます。

なお、現行の1万2,000円は、平成8年漁期から28年間設定されているものです。

以上が九頭竜川中部漁協の年券の値上げに関する説明です。

引き続き、資料は1-4に移ってください。1-4は、1-4と1-4-2、1-4-3から資料になります。

次は、同じく内共第1号、勝山市漁協の遊漁規則の変更認可に係る説明です。

変更理由は、先ほどと同様、申請書から抜粋しております。九頭竜川中部漁協と同様に、遊漁者数が減少する中、遊漁者のために放流量の維持に努める財源を確保したいという中で、少しでも遊漁者の利便性を向上させるために様々な販売システムの導入、遊漁承認証販売店の増加にも取り組み、その管理費や手数料の増加も財源の確保に影響を及ぼしていることから、特に遊漁料の大部分を占めるあゆの年券の値上げをしたいということです。

また、先ほどお伝えしましたように、遊漁券の販売体制を拡充し、24時間購入できる環境が整ったことから、現場売りの加算金を改定し、遊漁券を購入せずに遊漁を行う方への密漁対策も行いたいということです。

3点目、遊漁承認証の裏面に記載されている注意事項中の規則名の修正です。

この3つが勝山市漁協さんの遊漁規則の変更点になります。

具体的な変更内容は、1-4の2ページ目以降にあります新旧対照表を御覧ください。

現場徴収金を1,000円から3,000円、あゆ竿釣り年券の金額1万2,000円を1万5,000円、中部漁協さんと同じく優遇措置の金額も7,500円に、また遊漁券の注意事項にあります規則名、福井県内水面漁業調整規則、これが改正になって今現在は存在しませんので、福井県漁業調整規則に修正をいたします。

調整規則については、内水面と海面が一つになる改正が令和2年頃に行われまして、県内の漁協に対しても様々なタイミングで変更するように指導しており、今回変更となったというものです。

まず現場徴収金について、資料は1-4-2を御覧ください。

現場徴収金とは、現地で遊漁券を漁協が委託する漁場監視員から直接購入する際に、遊漁料金に上乗せして支払う手数料のようなものです。この金額については法律で定められているものではなく、(1)県内漁協との比較を見ていただいても

分かるように、県内においても遊漁規則に基づき創意工夫で設定されております。

今回の勝山市漁協の3,000円は、今現在ですと九頭竜川中部漁協と足羽川漁協さんで設定している3,000円と同額の県内という一番高い金額と同じになります。

続いて、県外漁協との比較ということで(2)に示していますが、近隣府県及び県内の現場徴収金を3,000円としている漁協と同規模の漁協の現場徴収金の比較を(2)に記載しております。県内漁協の例としては、既に認可されている足羽川漁協を載せております。現場徴収金については600円から3,000円、裏にも続いています。日券と同額ですとか、遊漁料の20%もしくは50%と、かなり幅があることが分かります。今ここで載せている事例というのも、石川県にある漁協、岐阜県、京都府、群馬県の年券等の設定金額が似ているような漁協をピックアップしています。

かなり幅があることも分かりますし、特に比較的高めの金額を設定している漁協では、電子遊漁券を導入し、コンビニや宿泊施設等、県外の遊漁者に対して24時間購入できる環境を整える工夫をしております。事前購入ができないという理由による現場購入をする必要がないこと、事前購入ができなかったという理由は当てはまらない状況であること、またトラブル防止のためにもこのような金額にしていると聞いております。

そのため、勝山市漁協も同じような取組をしておりますので、3,000円については妥当であると判断しております。

次に、遊漁料の妥当性の判断です。資料は1-4-3を御覧ください。

勝山市漁協におきましても、九頭竜川中部漁協と同様の1万5,000円の値上げを検討しています。先ほどと算出方法は同じですので、詳しい用語の説明は省略しますが、相違点として、まず、あゆの利用度が94.2%ということで、真ん中に漁場利用調書のところに出ていますあゆの割合というところが94.2%で、こちらが高い比率にはなっておりますが、少し勝山市漁協さんのほうが先ほどの九頭竜川中部漁協よりも割合が高いかなというような漁場であると言えます。

基準単価であるあゆ1キロ当たりの採捕にかかる経費も、同様に計算すると1,337円となり、年券購入者の漁獲量と操業日数の8日を掛けて出された金額は1万5,331円となります。

そのため1万5,000円という今後の設定金額は、不当に高い金額ではないと判断しております。

また、勝山市漁協では、平成28年漁期からあゆの年券を1万2,000円として設定していました。

次に、足羽川漁協の変更概要についてです。資料は1－5を御覧ください。資料1－5とA3判の1－5－2です。

先ほどの2漁協と同じく、あゆの年券の1万5,000円への値上げを検討しております。

その理由として、あゆの仕入れ単価が高くなったことで種苗放流費が増大している中、若年層の特にあゆ釣り漁業者を取り入れるために、九頭竜川中部漁協と状況はかなり重なりますが、電子遊漁券の整備やSNSへの運用など積極的に実施してきたものの、まだ遊漁者の増加までは至っておらず、横ばいぐらいだというふうに伺っております。

そのため、あゆの年券を値上げし、遊漁者に喜ばれる漁場づくりに取り組みたいというものです。

変更内容は、今まで同様、裏面の新旧対照表になります。1万2,000円の年券を1万5,000円に値上げします。

表には記載がありませんが、同じく優遇措置として、女性及び身体障害者は半額というふうに記載がありますので、6,000円は7,500円に変わるということも併せてお伝えしておきます。

では、資料は1－5－2に移ってください。

前の2漁協と同じ方法で、遊漁料の額の妥当性を判断します。相違点としては、補助金になります。

足羽川漁協では、あゆのみを対象とした補助金と全般の全魚種を対象とした補助金があります。そのため、あゆの利用度は、あゆを対象とした補助金には使用せず、全般の補助金にのみ利用度を掛けます。

資料の真ん中、下のほうの四角で囲っておりますが、あゆに関する補助金は、全般を対象としたほうのみ93.3%、あゆの利用度の93.3%を掛けて、もともとのあゆのみを対象とした補助金はそのままということになります。

また、あゆの利用度は、93.3%ということもあり、前2つの漁協よりもあゆに偏ってはいないですが、やはりあゆが主の漁協であることがよく分かります。

最後に、遊漁料の基準となる基準単価、すなわちこの漁場で1キロのあゆを採捕するのにかかる経費は1,289円となりましたので、年券購入者の平均漁獲量と採捕日数を掛けて1万5,041円でしたので、今回設定したい金額の1万5,000円は高過ぎるものではないと判断します。

また、現行の1万2,000円の遊漁料金は平成12年の漁期から設定しております。

今回御説明した3漁協の遊漁料を踏まえた県内の全ての漁協の遊漁料一覧を資料1－6にまとめております。黄色く着色してある部分が値上げを検討している今回御説明をさせていただいた3漁協になります。

1万2,000円を1万5,000円にするということで、変更後の金額だけを見ると県内の最高額とはなってしまいますが、増殖や漁場の管理に要する経費から見ると、その金額は妥当だと判断しています。

続いて、資料1－6の2枚目を御覧ください。

漁業関係の委員の皆様は、この回答と、その後ろについている要望書ということで、この2つを御覧になったことはあると思います。遊漁料金見合いの賦課金算定の見直しに関する要望についてということで、県では遊漁料の算定をする際に、漁協の組合員に賦課する賦課金ですとか行使料の額、賦課金等といったしますが、それをあゆの遊漁料の年券の額と同一にするよう指導してきました。

これは水産庁からの指導に基づいて、遊漁料とか漁業の行使料の額は漁場の利用度に応じることと、遊漁を不当に制限しないことによるためです。そのため県内の漁協においては、遊漁料の最高額であるあゆの年券の金額と賦課金の額を同額にするように指導してきたというような背景があります。

しかし要望にも書いてありますが、近年は全魚種、全漁法を行わない組合員もいらっしゃいますし、遊漁者と同じ金額を払いながら漁場管理にも参加しなければならぬ等の意見もあったことから、新規加入者の確保が難しいということで、水産庁に相談の上、遊漁料と賦課金を同一にするのではなくて、賦課金等よりも遊漁料金は手数料ですとか税金の分の合計である約3割程度は安くても遊漁を不当に制限するには当てはまらないという基準への見直しを、遊漁料金を認可し、漁協指導の担当も担う県のほうで行いました。

そのため、以前までは遊漁料金の変更認可の際には、賦課金と同額にすることを条件に委員会に諮らせていただいておりますが、今回に関しては、賦課金の額を上げなくても具体的には3漁協は従来どおり1万2,000円の賦課金ということですが、特にそれでは遊漁不当に制限するものではないということで、委員会の協議に諮らせていただいたという状況です。

そのため今後もこういった同じような変更承認を行う際には、この基準に基づいて判断を行いたいと思います。

では最後に、資料は1－7を御覧ください。

最後は、北潟漁協の遊漁規則の変更認可です。資料は1枚、A4裏表だけです。

北潟漁協では、特にうなぎが該当しますが、漁業者がこれまでの増殖活動の効果を検証するために漁獲量の把握等に取り組んで資源管理を行っております。しかし夜間における密漁や竿の上限本数を超える等、遊漁規則違反、また漁業者の漁具破損といったトラブルも絶えず、地元警察にも監視活動に御協力いただく等、組合活動に支障が生じております。そのため電子遊漁券を導入するなど対策も講じてきました。

また、不特定多数の夜間の遊漁というものは採捕量の把握が難しく、組合が行っている漁獲量の把握の上でも無視できないという考えから、夜間の竿釣り及びたも網による釣りは全面禁止にしたいという考えです。

また、今まで夜間の漁協監視活動にかけていた時間や労力というものを増殖活動や漁場整備活動に充てたいとのことです。

さらに、令和6年度の1年間は、夜間に採捕している遊漁者に対し、今後夜間の釣りを禁止する旨を伝える周知活動というものを行ってきました。

この委員会では審議の対象ではございませんが、漁業者への制限として、行使規則においても遊漁者と同じ竿釣りなたも網による漁業を禁止するというだけではなくて、一部の漁業者にのみ許されていた漁具、漁法も見直し、最低限の漁具、漁法のみ絞るなど、遊漁者を不当に制限する規則とならないよう配慮しております。

変更後の遊漁規則の内容は、裏面のとおりになります。

今回の記載の方法ですが、田辺委員の鳥浜漁協を含む三方五湖の漁協においても、うなぎの資源保護のため同様の内容で遊漁規則を認可しており、その記載を参考に考えさせていただいております。

認可された鳥浜漁協等の遊漁規則と同じく、限られた漁業者のみに許された漁法における漁具の敷設は夜間も認めていますが、遊漁者と同じ漁具、漁法を用いる一般組合員には夜間の操業は全面禁止というふうにしております。

そのため、北潟漁協の今回の変更も遊漁を不当に制限するの「不当」には該当することがないため、変更は妥当であるというふうに判断しております。

最後に、資料は、説明が長くなってしまったので1－2のほうに戻ってください。横書きの整理表です。

おさらいにはなりますが、今回の変更は、九頭竜川中部漁協のあゆの年券の値上げ。勝山市漁協の現場徴収金の値上げ、年券の値上げ、遊漁承認証の記載事項の変更。足羽川漁協の年券の値上げ。これは3漁協とも同じく1万2,000円から1万5,000円へ変えるというものです。北潟漁協の遊漁期間、夜釣り禁止についてです。

北潟漁協については、先ほども申し上げましたが、同じ漁法に関しては、漁業者も遊漁者と同じ制限をかけるため変更認可を行う予定です。既に申請書類は県に届いております。そのため今回、遊漁規則が問題ないと答申されて、県での手続が済みましたら、同日で行使規則も認可する予定です。

以上で、4漁協の遊漁規則の変更認可に係る説明を終わります。

答申について御審議をお願いいたします。

此下会長：ただいま事務局から説明がありましたが、それについての御質問はありますでしょうか。要約したものが資料1－2ということですが。

埴田委員：いろいろ値上げされているので仕方ないのかなと思いますが、いろんな経費がかかるかと思いますが、種苗が一番、値上げの幅のウエイトとしては、あゆ種苗が一番ですか。

事務局：あゆは放流している量がまず多いので。1個ずつの単価が上がると、その分大きくはなります。例えば溪流だと放流量は目標増殖量ぐらいですが、あゆはどうしても遊漁者さんに何キロ放流したよというのを知らせたいというのもあって、多く多く出費してしまうというところです。

資料1-3-2を見ていただくと、あゆの増殖費ということで、内訳は書いていませんが圧倒的に種苗購入代が1桁分大きいので分かるかなと思います。

埴田委員：ざっくりでいいですけど、どれぐらい上がっているのですか。例えば5年前ぐらいと比べると。

中川委員：平成8年が1万2,000円でして、その時の種苗が琵琶湖の湖産アユですけども、大体キロ三千五、六百円だったと思います。現在、約1,000円値上がりしまして4,500円。同時期で単価あたり約1,000円の差があります。

例えばうちは8トン放流していますが、単純に1,000円となると800万の増額となっております。

埴田委員：ありがとうございます。

此下会長：当然、運搬が必要ですので、運賃も上がって。

埴田委員：そうですね。ガソリンとか運送代も上がっていますよね。

此下会長：ほかに。

橋本委員：今、約33%アップということですよ。お話を聞いていると、3,000円から4,500円ぐらいということなので、33%アップ、上がっているということですね。それは稚魚の金額ということですよ。

中川委員：そうです。稚魚の金額です。

橋本委員：稚魚を買っても基本的に放流できる大きさに育てなくてはいけません。飼料ですよ。魚粉とかも非常に上がっていると聞いていますが、そのあたりはどうでしょうか。

中川委員：例えばうちには中間育成施設というのがありまして、県のほうでふ化させた稚魚をうちも約4トン育てています。餌代の高騰、そして電気代の高騰。特に電気代はうちの施設で年間650万ほど。最初の施設の予算では500万以内で収まるという計算でしたけれども、急激な電気代の値上がりということで今現在約650万の電気代がかかっております。そして餌代も高騰となっておりますし、稚魚を育てるのにそれだけの値上げということです。

橋本委員：状況が良くわかりました。

埴田委員がおっしゃったのは、放流されるまでのあゆのイニシャルコストだと思いますが、私が言っているのはランニングコストの話をしていて。そうすると両

方ともということであれば、かなりかかってきて、むしろ逆に私、遊漁者の立場としては、逆に大丈夫ですかと逆の心配をしまして、計算の算定を見せていただいたときに、あゆって私の考え方で大体1匹160gぐらいですかね、釣れると。

中川委員：そうですね。大体20センチぐらいで約100、150gぐらいですね。

橋本委員：そうですね。なので、これで計算すると、利用度というか平均漁獲量、これはキロ数ですよ。

事務局：そうです、キロ数です。

橋本委員：大きいのが釣れたわという感じで、大体150から160gぐらいを計算すると1人1日当たり平均漁獲量、例えば九頭竜川さんからいうと、遊漁者で2.2キロと書いてありますね。単純計算でいうと13.75匹、大体14匹ぐらいですけど、うまい方はもっと持って帰っている人もいます。

事務局：それを言い始めると切りがないところもあるので、組合のほうから、おおよそこれぐらい釣っているという報告のもと計算しています。多分、釣っている人はもっと釣っているし、あくまでも平均値です。これぐらいだと思うから、自分たちの漁協ではこれぐらいを漁場整備に充てると。あくまでも予算的な動きでこれを出しているのです。

橋本委員：それで行けるなら大丈夫ですけども。逆に言うと、この状態で先細りをしてしまって遊漁というものがなくなってしまうのであれば、逆にもう少し考えてもいい過渡期に来ているのかなというふうに思ったので、その計算のところとかもちょっと心配だったかなというふうなところだけで、大丈夫ということですよ。

事務局：この資料は、漁協や内水面漁連と協力して作成しています。まずは、今まででしたら九頭竜川中部漁協ですと平成8年とかからずっと遊漁料を上げていなかったもので、まずは一回上げて様子を見る。遊漁券を上げると、お客さんが来てくれないのではないかという、その思いもあってなかなか上げられないというところですよ。まずは1万5,000円なら妥当に上げられるだろうと。金額的にもそうですが、回りの人も全員が全員、橋本委員みたいに漁協の経営を危ないと思ってくれる方と、高いなら違うところへ行こうかなと思っちゃう方もいらっしゃるという中で、こっちから何円はどうですかということは言いませんが、この金額まで上げるかどうかという判断は、まず一緒にするという形なので、また次回以降、この3漁協が認可されることで、もしかしたら追ってくるような漁協さんも出てくるかなというふうには思います。

橋本委員：難しいところですよ。それは全ての仕事などにも言えるのですが、要するに高くてもそこに価値を見いだすと、必ずユーザーは来ると思っているのです、そのあたりは今後また漁協さんたちの方針とかもあるかなとは思いますが。遊漁者としては、これは私、一個人になってしまうので、全ての遊漁者の意見では

ないですけれども、いいあゆがある程度満足して、いい環境の中で釣りができるということであれば、それに対しての価値にお金を払う遊漁者はたくさんいると思います。むしろ、そういう遊漁者がたくさん残っていると思います。今の状態だと。なので、それをちょっと考えてもいいのかなと思うことが1点と。

もう一つ、質問。すごく私なんかは特に恩恵を受けているのですけれども、女性なぜ半額なのかなと思ひまして。

事務局：実は優遇措置も絶対設けなければいけないものではなくて、漁協が独自で優遇措置を持っていて、女性だから半額というところもあれば、今の女性はすごく釣れるから半額にしないという漁協もありますし、高齢者だから半額だったのを、みんな高齢者じゃないかみたいな話も出てきて、なのでこっちから優遇措置をお願いしているものではありません。漁協の善意でそういう措置をしてくれているので、今回上げた3漁協さんは、みんな女性を半額というふうにしているので、値上げしてもその分の半額という感じになります。

橋本委員：分かりました。また何か、もしコスト的な面で考えるのであれば、女性半額も考えたほうがいいのかというように思ったので。女性の私が言うと怒られそうな気はしますが、恩恵を受けている側なので。その点をまた考えられるといいのではないかなと思ったので、ちょっと質問させていただきました。

あともう1点は、現場加算金ですけれども、北陸は同等なのかもしれないですけれども、北関東などでは現場加算金、投網はちょっと多く取っている漁協もありますので、そういうのも考えたらいいかかなというような気がします。

事務局：網のほう在现场加算金を多く取っているとかも、もちろんありますが、ここに書いてあるとおりに創意工夫され過ぎていて、何か抜粋していいかも分からないぐらいでした。現場加算金を全く設けていないところもあれば、日券と同じだけ、倍取りますというところもあったりして、すごく比較が難しい。

橋本委員：なかなか難しいですね。あまりよく知らないというか、何でなんだろうなと思ったので、一遊漁者の立場からちょっと質問させてもらいました。

事務局：多分ルールがないというところから、組合独自で、皆さん、自分達でつくったルールに基づいて徴収するという形ですね。ただ、徴収金を設定すると、逆に組合の方は徴収に行かないといけないので、パトロールをしなきゃいけないという、その負担もあるので、どちらを取るかというところだと思います。

中川委員：現場加算金について、ちょっと説明させて下さい。

うち昨年、1,000円から3,000円に値上げさせてもらいました。なぜかという、無券で入る遊漁者への抑止です。あくまでも3,000円は収入じゃなくて、無券で入らないように。通常買っている人と不平等にならないように。

私達漁協で監視していていつも思いますが、日券3,000円、現場加算金1,000円で4,000円ですね。そうすると、4,000円を個々に持って漁場へ来る。監視員が回

ってきたら4,000円払う。1,000円は、賭けですよ、言葉は悪いですけども。回ってこなかったらラッキー、回ってきたら1,000円で済む。じゃ逆に3,000円の倍、6,000円になった場合どうするかというと、普通、大体皆さん、遊漁券を買います。1,000円ぐらいだったら、回ってきて、ちょっと今日は罰食ったと思ったら1,000円払えば済む。だから、あくまでもそういうのを抑止する上で、うちらも1,000円から3,000円にさせてもらった。

日券の現場だと遊漁料が3,000円と現場加算金が3,000円、合計6,000円ということになりますので、そうすると昨年は、無券者が大分減ってきました。何件かは、まだそれでも無券で入っている人がいるので、あくまでも3,000円の徴収じゃなくて、あくまでも無券で入らない抑止のために値上げしたということです。そういう説明をさせてもらいました。

中川委員：分かりました。ありがとうございます。

此下会長：ほかに何か御質問、御意見はありますでしょうか。

埴田委員：北潟湖へ夜間に入られていた遊漁者の方というのは、何狙いで来られていますか。

事務局：うなぎが圧倒的に多いと組合長は言っています。

埴田委員：漁業者の方も入れないということですよ。

事務局：漁業者も、遊漁者と全く同じ漁法である、たも網や釣りでの漁業はしません。ですが、例えば日中に敷設した漁具を夜間もつけておいて、次の日の朝、竹筒とかになります、それを取り出すということは、これは遊漁を不当に制限しているには当てはまらないという水産庁からの技術的助言があります。組合員の全員ができる漁具や漁法ではなくて、組合員の中でも行使規則という漁業者のほうの規則で、特定の資格を持った人にしか採捕できないような漁具や漁法に関しては、漁業者や漁具の数が分かることと漁獲量も把握するためという漁業調整と資源保護のためという理由で、そこに差があっても不当ではないというような基準があるので。実は同じ理由で、鳥浜とかほかの三方五湖のほうも、漁業者の敷設しているうなぎ漁具は良いけれども、遊漁者と同じ漁具、漁法は駄目だよという規則になっています。その代わり、夜間も漁業者がその漁具を触っていたらトラブルになるので、あくまでも敷設だけというふうに指導はしています。

埴田委員：分かりました。

田辺委員：北潟漁協の変更ですけども、こい、ふな、わかさぎ、えびと同じ状態ですよ。夜間は駄目というやつは。この表示の仕方だと、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えびも同等な扱いということですね。ほかの漁業者から問題は出てこないですか。

事務局：私もこの状態で大丈夫かなと思いましたが、漁協としては遊漁者だけ禁止にして夜間に漁業をしていると、不公平感からトラブルになると考えています。ただ、

うなぎの漁具も引き上げて、全くやらないということだけは、つらいと。せっかく漁獲量も取ってきたしというので。ただ、ほかの魚種に関しては、日の出からしかしないからという条件で、1年ぐらいかけて漁協内でも合意を取って、このような書きぶりになりました。北潟漁協も三方五湖と同じように、やるなら、うなぎだけでもいいですよと、書き方を何個か御提案させていただいた中で、みんなとトラブルになるぐらいなら、みんなで漁場を利用したいからということで、この書き方に落ち着きました。

田辺委員：ありがとうございます。すごいことだと思いますので。三方五湖が例に挙がっていましたが、海山さんは逆に夜間の釣りを開放しました。ただ、うなぎだけは駄目ですよという限定的なやり方で、監視しています。鳥浜も一緒です。同じような感覚で監視していますが、難しいですね。うなぎだけという限定がなかなか。事務局：限定をつけて解除すると、逆に見回ったときに、びくを見せてとか、釣り竿を上げてと言わなきゃいけないなら、夜間に釣り糸を垂らしていたら全員違反にすれば分かりやすいという結論になったというふうに聞いています。すごく大変だなと思いますけれども。

此下会長：ほかに何かありますでしょうか。

安達委員：九頭竜川中部漁協では、結局、賦課金は上げていないということですね。

この間、うちのほうも賦課金の見直しで、確かに理屈を言えば、経費がかかっているから、同じにすべきというので随分と今までもめて、なかなか上げられなかった。うちの組合も、こういう見直しをしていただけたということで、上げようかなという話はしています。

ただ、近隣、さっき言われたように、遊漁料を上げたら遊漁者は減るのではないか、安いほうに行くのではないかという思惑があるので、嶺南なら嶺南の組合長同士でいろいろ話をしてもらっていくべきかと思っています。

これは助かります。助かりますという言い方は悪いけど。

橋本委員：やっぱり遊漁料を上げることには抵抗がある感じですか。

安達委員：やっぱりうちの場合でも、似たような川が幾つかあって、こっちが8,000円でこっちが1万円の場合、さあどっちに行きましようかというのと、皆さん、安いほうに行っちゃうなという気がしてしまうですね。

橋本委員：これは私の個人的な意見になってしまうかもしれないですけども、いい思いをした川というのは高くても通いたいですよ。要するに、いつ行っても魚がいる川というのは、たとえそれが1万円であろうと行きたくなる気持ちがあるのがコアな釣り人だと思って、釣り人マインドだと思いますけど。そういうところまで持っていくというのがなかなかちょっと厳しいので、難しいですよ。

安達委員：コンスタントに同じ大きさの同じ量が取れる川というのは多分ないので。うちの場合、去年の秋、非常に小さいのが多くて、最近SNSがすごく速いから、ちょっと話題が立つと一挙に遊漁者は減ってしまいます。

橋本委員：そうですね。みんな、わーっと群がりますよね。

安達委員：年券は結構ある程度コンスタントに出る。日券は去年の場合は半分以下でした。もう、どっと来なくなって、おとりも出なくなって。そういうのもあるので、上げるということに関してはちょっとナイーブになっている面はあると思います。遊漁料を上げたいのは上げたいですが。

今のいろんな経費を考えたら、倍ぐらいでも良いかかかりますよね。すごく少ないけれど、年券で、ずっと毎日のように来て、しっかり持っていく人というのは、いることはいます。そういうのを見ると、10倍ぐらいの値段でも良いのではと思いますけど、そういうわけにはいかないのです。平均的に見なければいけないのです。

橋本委員：そうですね。その辺の兼ね合いがちょっと難しいですね。

中川委員：単独で上げるというのは勇気が要りますよね。

安達委員：だからその辺はちょっとね。

中川委員：今回も足羽川漁協からこういう提案をしてくれて、じゃ3漁協、足並みをそろえようかということで、じゃやろうかということでやりますけれども、近隣県、岐阜、愛知、三重が大体1万4,000円、1万5,000円という、昨年から値上げしておりますので、この時期ならいいんじゃないかということで値上げのお願いはしたわけですが。

此下会長：いろいろ御意見が出ましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

諮問のあったこと全て、漁業組合の遊漁規則の変更に関しましては、認可することが適当であると県へ答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

此下会長：ありがとうございます。それでは、以上で諮問事項を終わります。

その他の事項に移りますが、御発言されたい方はいらっしゃいますか。

事務局：資料はないですけれども、前期から引き続きの方は御存じかと思いますが、4月1日から県内の公共用水面においてコクチバスの再放流を禁止する委員会指示が施行になりました。電子遊漁券の販売システムのフィッシュパスですとか、一部漁協さんではホームページ、また県のホームページにおいても委員会指示を伝えるバナーを掲載して、引き続き周知を図っているところです。

7月から8月頃に、委員会指示発令後の影響や次年度の指示の継続について、関係漁協である奥越漁協や大野市漁協、あとは大野市役所、行政機関と協議する第2回意見交換会と現地視察を行う予定です。前回は4月下旬に開催したということで、まだコクチバス釣りの方が十分に漁場に入っていなかったということも

ありまして、漁場の規模感を確認して漁協の方から遊漁の様子をお聞きすることしかできなませんでした。今回は漁協と相談してシーズン最盛期の7月から8月での開催を考えております。

皆様には前回同様、長い時間御参加いただくこととなりますが、ぜひよろしくをお願いします。

ただ、今回は午前中に内水面漁場管理委員会を開催し、午後から現地視察と意見交換会を行いました。今回は午前中に委員会の開催は特段予定しておりませんので、例えば10時頃に集合して、11時頃視察、昼休憩を挟んで午後1時頃から意見交換会という流れを考えております。スケジュールに関して、例えば午前に全部入れたほうがいいのか、午後に入れたほうがいいのか、御意見等あったら、日程とかもまだ詰めてないので、スケジュールに関して何か御意見があったら教えてください。

多田委員：遠方の方が来やすいスケジュールでいいと思います。

事務局：多分、午前に全部入れると、すごく開始が早くなってしまいますけど、午後にまとめると前回、意見交換会がすごく盛り上がってしまって、時間を押して押して真っ暗になってしまった記憶があったので。午前と午後になっても大丈夫そうですか。

また詳しいスケジュールとか決まったら、皆さんに日程調整の御連絡をさせていただきますので、できるだけ多くの皆さんに御出席していただけますように、よろしくお願いいたします。

天谷委員：コクチバスのことで、追加でよろしいですか。

コクチバスの料理のほうを取り組んでほしいということで、入学シーズンも終わったので、春休み中にうちの多田が、この間、嶋田組合長さんからいただいたサンプルを調理しました。私もいただきましたが、すごくおいしかったです。

事務局：コクチバスを食べるほうにみんな意識を向いてもらわないといけないというご意見もあったので、実はレシピの開発というのを天谷委員の天谷調理師専門学校の日本料理の先生にお願いしている背景で、サンプルを奥越の組合長から提供してもらったという経緯があります。

天谷委員：冷凍してありましたが、それを自然解凍して、蒸し物にしたら皮もすごくおいしくて、煮ごりも取れて、煮ごりも全然臭くなかったし、あと何かちょこちょこっとしてももらいました。出汁を取って、おつゆにして飲んだりとかして。

橋本委員：あら汁的な。

天谷委員：あら汁じゃないです。あらで取って、濾して、頂きましたけれども、いろいろできそうなので。今度行くときに、そのときにサンプル、レシピをまとめて幾つかお持ちできればなと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございます。またホームページに載せます。

天谷委員：お願いします。本当に驚きました。もったいないと思いました、食べないと。

事務局：捨てるというのはちょっと忍びない。海の魚みたいに、食べるために持って帰るというふうに少しでも思ってくれる方が増えるといいなと思って、取り組んでいます。

橋本委員：雰囲気はスズキっぽいですか。

天谷委員：おろしたら身が赤くて、どっちかという食感のカジキみたいな。スズキは白身で、ふわっとしているところがあると思いますけど、おろしたときの身の色は、写真を撮ってありますが少しピンク色というか。食感は、すごく食べごたえがあるというか、堅いわけじゃなくて。

橋本委員：ぷりっとしているという感じですか。

天谷委員：そうそう。さくさくでもないし。カジキなんか例えたとしたら、そんな感じ。

橋本委員：かじきまぐろのお刺身の色みたいな感じということですか。

天谷委員：そうそう。あとは、物によっては、多分スズキとかのように料理できるかなと。皮が嫌かなと思いましたが、皮は本当にスズキっぽくて、私も食べたんですけど全然臭いもなかったし。水がいいからかなと思って。

橋本委員：期待できますね。すしねたとかにできますかね。

天谷委員：すしはどうか。

橋本委員：そうしたら大手チェーンとかに売れるとか思いましたが。卸せるかとも思いましたが…。

事務局：生では食べられないですね、火は絶対通さないと、寄生虫とかの問題があるので。

橋本委員：夢は広がりますね。

安達委員：食べるのも、今いう大手チェーンに卸せるとか商売ベースになってしまうと、以前、逆の話があつて、ブラックバスを駆除して、例えばどんどん食べる。それをどこかのチェーン店に卸せばいいじゃないかと。それだけ取れるわけじゃない。そうしたら、養殖しろとかばかなことを言い出す。

そういう場合の食べるというのは、個人で、釣ったらリリースしなくて、持ち帰って食べるというのをどんどん普及するという方向でやらないと、それでもかかるのではとやり出すと、逆になってしまう。

橋本委員：すみません。ちょっと嫌らしい気持ちが。

安達委員：そうしたほうが、たくさん処分できるから良いという話もありますが、それをやるとニーズに応える必要が出てくるので、それは個人があくまでも釣って食べたらおいしいよというのを宣伝して食べてもらおうというのが最初かなと。

昔、から揚げで食べさせてもいましたが、十分それでもおいしいので、単純に家ですぐできる料理をどんどん広げたほうがいいかもしれない。

今言った臭みがないというのは、ブラックバスのイメージがみんなあるので、そんなことは全然ないよというのを宣伝したらいいかなと。おいしい魚だね。

此下委員：私はハンバーガーで食べました。

安達委員：フライものは、やっぱりいいと思う。

天谷委員：道の駅かどこかで、漁場のところで簡単なキッチンカーで食べてもらうとか。

殺してしまうのではなくて、食べられるのが一番いいかなと思います。

事務局：ありがとうございます。

中川委員：最後に一つ、いいですか。

先般の4月27日ですけれども、昨年、マス釣りに来た釣り客が流されるという事故が発生しました。非常に残念な事案でございますけれども、組合として一体何ができるのかということを考えまして、ちょっと危険な場所を組合の判断で、今までは釣りを御遠慮くださいという看板を出していましたが、今回は釣り禁止ということで強い告知をしたわけでございます。これは別にこれから行使規則、遊漁規則とかそういう別に変えるつもりもないですし、危険と判断された場合は漁協の判断で釣り禁止という看板を立てて、二度とこういう事故を減らすと。そういう抑止のために、ちょっと今回、強い文言でそういう看板も出し、今後もそういうふうに進めていければというふうに思っています。

別に何も強制力も何もございません。県のほうにも、あれが強制あるのかという問合せもあるかと思いますが、あくまでも漁協の判断で、もう二度とあのような事故が無いようにということで、釣り禁止ということで今後もできればそのように進めていきたいと思いますので、御理解いただければというように思います。

事務局：それは、もう看板は設置しましたか。

中川委員：立てました。

事務局：禁止の前に、何か一言二言、書いてあるのですか。この場所は深いとか。

中川委員：まず「釣り禁止」というのが赤字であって、あと、「この区域は足元が崩れやすいため」というような文言は書いてあります。小竹原さんのところに写真を送りましたので。

事務局：タッチの差で、メールは開封できていなくて。

事務局：よくある「事故多発地点」とか、ありますよね。

中川委員：警察からは、ぜひに「御遠慮」じゃなく、「釣り禁止」にしてほしいと。入川禁止にしてほしいという要望は、以前からずっとありましたが、いろんな規則の絡みで、そこまでできないということで、うちは逃げてきました。今回ちょっと残念なことが続いておりますので、強い口調で、禁止という文言で看板を立てさせていただきます。

安達委員：看板の中に書いてあるのは、九頭竜川中部漁協としか書いてないので、問題はないと思いますが。よくあるのは、その下に内水面漁場管理委員会とか福井県警察とか入れて。行政規則の中の密漁防止は全部それで抑止力を出していますけど、今回の看板の場合は、あくまで漁協という名前で出しているのです。

中川委員：はい、漁協単独の名前で出しています。

安達委員：そういうことでも問題はないというか、問題にならないような気がします。

此下会長：それでは、他にないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員